

平生町告示第19号

平成21年第3回平生町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成21年5月26日

平生町長 山田 健一

1 期 日 平成21年5月29日

2 場 所 平生町議会議事堂

3 付議事項

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- (3) 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- (4) 専決処分事項の承認について  
(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- (5) 専決処分事項の承認について  
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- (6) 平成20年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- (7) 平成20年度平生町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- (8) 平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- (9) 平成20年度平生町土地開発公社の経営状況の報告について
- (10) 特別委員の辞任について
- (11) 常任委員、議会運営委員及び委員長、副委員長の選任について
- (12) 一部事務組合議会議員の選挙について
- (13) 平生町農業委員会委員の推薦について
- (14) 議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について

開会日に応招した議員

河藤 泰明君	大井 哲也君
岩本ひろ子さん	淵上 正博君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
河内山宏充君	吉國 茂君
福田 洋明君	平岡 正一君
藤村 政嗣君	田中 稔君

応招しなかった議員

平成21年 第3回(臨時)平生町議会会議録(第1日)

平成21年5月29日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成21年5月29日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第2号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第3号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について  
(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第8 承認第2号 専決処分事項の承認について  
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第9 報告第1号 平成20年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第10 報告第2号 平成20年度平生町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第11 報告第3号 平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第12 報告第4号 平成20年度平生町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第13 特別委員の辞任について
- 日程第14 常任委員及び委員長、副委員長の選任について
- 日程第15 議会運営委員及び委員長、副委員長の選任について
- 日程第16 田布施・平生水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第17 熊南総合事務組合議会議員の選挙について
- 日程第18 周東環境衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第19 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙について

- 日程第 20 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第 21 平生町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 22 議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について
- 日程第 23 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 2 会期の決定（1日）
- 日程第 4 議案第 1号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 2号 平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 3号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分事項の承認について  
（平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第 8 承認第 2号 専決処分事項の承認について  
（平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 追加日程 1 議長辞職の件
- 追加日程 2 議長の選挙
- 追加日程 3 副議長辞職の件
- 追加日程 4 副議長の選挙
- 追加日程 5 議席の一部変更について
- 日程第 13 特別委員の辞任について
- 日程第 14 常任委員及び委員長、副委員長の選任について
- 日程第 15 議会運営委員及び委員長、副委員長の選任について
- 日程第 16 田布施・平生水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第 17 熊南総合事務組合議会議員の選挙について
- 日程第 18 周東環境衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第 19 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙について
- 日程第 20 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第 21 平生町農業委員会委員の推薦について
- 日程第 22 議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について
- 日程第 23 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（12名）

1番 河藤 泰明君	2番 大井 哲也君
3番 岩本ひろ子さん	5番 田中 稔君
6番 淵上 正博君	7番 藤村 政嗣君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 吉國 茂君	11番 平岡 正一君
12番 河内山宏充君	13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 藤田 衛君	書記 岩井 浩治君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山田 健一君	副町長 .....	佐竹 秀道君
教育長 .....	高木 哲夫君	会計管理者 .....	岩見 求嗣君
総務課長 .....	吉賀 康宏君	総合政策課長 .....	角田 光弘君
町民課長 .....			安村 和之君
税務課長兼徴収対策室長 .....			弘中 賢治君
健康福祉課長 .....			河野 孝之君
建設課長 .....	洲山 和久君	教委学校教育課長 .....	福本 達弥君
教委社会教育課長 .....	木谷 巖君		

午前9時00分開会・開議

議長（田中 稔君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより、平成21年第3回平生町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田中 稔君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により、議長において、淵上正博議員、細田留美子議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（田中 稔君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日間と決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（田中 稔君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、地方自治法第121条の規定による本臨時会における議案等の説明のため出席を求めた者及び委任を受けた者の職氏名は、お手元に配布のとおりであります。

日程第4．議案第1号

日程第5．議案第2号

日程第6．議案第3号

日程第7．承認第1号

日程第8．承認第2号

日程第9．報告第1号

日程第10．報告第2号

日程第11．報告第3号

日程第12．報告第4号

議長（田中 稔君） 日程第4、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第6、議案第3号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例までの件並びに日程第7、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び日程第8、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明並びに、日程第9、報告第1号平成20年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてから日程第12、報告第4号平成20年度平生町土地開発公社の経営状

況の報告についてまでの報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

5月も終わりに近づいてまいりまして、初夏のそよ風に心地よさを覚える季節になりました。このよい季節の中、町といたしましてもフラワーベルト整備事業や、風緑フェスタといった平生町の豊かな自然を楽しめる企画を催したところでございます。町内外からたくさんの参加をいただきまして、これからの地球温暖化の防止に向けた「環境にやさしい暮らし」に関心を深めていただくよい機会になったのではないかと感じております。間もなく気温も湿度も高くなる梅雨の時期を迎えます。既に全国各地で真夏日を記録するなど日本列島全体が南下しているのではないかと感じることもさえしばしばありますが、沖縄、奄美地方が先日梅雨入りをいたしました。この地方も間もなく宣言がされるものと思っております。ここ数年の列島各地での、いわゆるゲリラ豪雨と言われる突発的な局地豪雨にもみられますように、これからのこの時期、危機管理に十分注意をしていかなければならないと感じているところでございます。

また、世界的な関心事でもあります新型インフルエンザについては、既に新規発生も減少しているとも言われており、このまま終息に向かってほしいものだと祈っておりますが、いずれにせよ住民生活の安全安心の立場から、危機管理意識を持って適切に対処していかなければならないと考えております。

そのような本日、平成21年第3回平生町議会臨時会を開催いたしましたところ、御多忙にも関わりませず、全員の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本臨時会に御提案申し上げます議案は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づきまして、平生町農業委員会委員の推薦をお願い申し上げますことと、人事院勧告に関連した条例3件、専決処分に関わります承認2件、繰越明許及び土地開発公社に関わる4件の報告をさせていただきますと存じます。

それでは議案第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第2号平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第3号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例について一括して御説明申し上げます。

議案第1号につきましては、去る5月1日付で行われました人事院の臨時勧告を受けて行うものであります。本年の民間企業の賃金情勢は、昨年来の世界的な金融危機を発端とした景気の急速な悪化に伴う大幅な減額となることが見込まれております。今回の臨時勧告にはこのような事態を受け人事院が緊急に民間の夏季一時金に対する特別調査を行い、その結果に基づき行ったものであります。内容といたしましては、民間の夏季一時金との乖離を埋めるため、大きな減額を12月期の期末勤勉手当のみで調整することを避けるため、特例措置として6月期の期末勤勉手当の支給月数の一部を凍結することとしたものであります。

御承知のように人事院勧告は国の職員を対象としたものでありますが、今回の勧告の趣旨をかんがみれば、情勢適応の原則から本町職員につきましても国同様の措置を行うことが適当であると判断をし、関係条例の改正をいたすものであります。

また、議案第2号につきましては議会議員の期末手当に関する改正を、議案第3号につきましては町長、副町長、教育長の期末手当に関する改正を、それぞれ一般職と同様の理由により行うものであります。

次に、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

両条例は、地方税法の一部を改正する法律が平成21年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により去る4月1日に専決処分をさせていただいたもので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものであります。

まず、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

このたびの地方税制の改正は、現下の経済・財政状況を踏まえ、安心で活力ある経済社会の実現に資するという観点から、地方税法の一部改正が行われたものであります。

改正の主なものは、個人住民税の関係では、住宅ローン特別控除が創設をされ、所得税の住宅ローン控除適用者で、平成21年から25年までの入居者を対象として、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額または9万7,500円を限度に所得税の課税総所得金額に100分の5を乗じて得た額のいずれか小さい額を個人住民税から控除するという内容のものであります。

また、上場株式等の配当及び譲渡益に係る軽減税率は、現行の軽減税率、住民税3%、所得税7%を平成23年12月31日まで3年延長するという内容のものであります。

また、土地の長期譲渡所得に係る特別控除が創設され、個人が平成21年、22年中に取得した土地を5年以上所有したのちに譲渡した場合には、1千万円の特別控除を適用するものであります。

固定資産税の関係では、土地に係る固定資産税の現行の負担調整措置を平成21年度から23年度まで継続するという内容で、負担水準の均衡化を図るものであります。また、原則として3年間評価額を据え置く制度がとられていますが、今回であれば21年度に評価替えをしましたので、22年度23年度の据え置き年度の評価額を地価の下落により据え置くことが適当でないときは、評価額を修正できる制度を引き続き継続するというものであります。次に、住宅用地について、200平方メートル以下の小規模住宅用地の課税標準額を評価額の6分の1、

200平方メートルを超える一般住宅用地の課税標準額を評価額の3分の1にするという特例措置が継続されるという内容のものであります。

以上が、専決処分をした平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例についての主な内容であります。

なお、施行期日は平成21年4月1日ではありますが、施行期日の異なるものもありますので、附則に施行期日を定めております。

続きまして、承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について、御説明申し上げます。

地方税法に定める介護納付金課税額の賦課限度額については、平成18年度より据え置かれていることから、近年、その限度額を超える対象者の割合が増加してきており、賦課限度額に達する世帯の割合を4%台とする国の方針との乖離や、賦課限度額を抑えることで中低所得者層に負担を強いることが懸念されることから、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され賦課限度額が9万円から10万円に引き上げられたものであります。これに伴いまして、平生町国民健康保険税条例も同様の見直しを行うべく、附則についての指示、法令等の変更も含め、条例改正の専決処分をさせていただいたものであります。

続きまして、報告第1号から報告第3号までを一括して御説明申し上げます。

報告第1号は、平成20年度の国の1次補正にかかる地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金事業及び、2次補正にかかる地域活性化・生活対策臨時交付金事業並びに定額給付金事業、子育て応援特別手当事業や医療対策推進事業としての後期高齢者医療保険システムの改修経費の繰出金や佐賀漁港海岸保全施設整備事業と漁村再生交付金事業にかかる平成20年度平生町一般会計繰越明許費であります。

報告第2号につきましては、地域活性化・生活対策臨時交付金事業であります佐賀地区簡易水道漏水調査事業にかかる平成20年度平生町簡易水道事業特別会計繰越明許費であります。

報告第3号につきましては、平成20年度の国の2次補正関連の医療対策事業であります後期高齢者医療保険システム改修業務にかかる平成20年度平生町後期高齢者医療事業特別会計繰越明許費であります。

以上3件につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書の御報告を申し上げます。

次に、報告第4号、平成20年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についてであります。

去る5月21日、平生町土地開発公社理事会におきまして承認を得ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、御報告を申し上げます。

以上をもちまして、本日御提案申し上げます議案の提案理由説明と報告を終わらせて

いただきます。なお、説明不足の点もあるかと思しますので皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者によりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき御議決並びに御承認を賜りますようお願い申し上げます。

議長（田中 稔君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、提出議案に対する質疑に入ります。

まず、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から議案第3号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例までの件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 今、議案第1号から議案第3号までの町長からの説明がございましたが、これは人事院が勧告をしたということで、当町も一時金のカットをすることでこういう説明がございました。私はこれです、今、内需拡大また景気回復で2兆円の定額給付金が配られている最中なんですよ。この中で、内需を冷やす一次金の削減、これには大きな矛盾点があると思うんですよ。その矛盾点をどう考えておられるのか、町長にお伺いをしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（田中 稔君） 山田町長。

町長（山田 健一君） お答をさせていただきます。マクロでの経済政策として、景気浮揚対策と、これは個人消費の部分もありますし、投資の部分もありますし、国内消費を喚起をしていこうとこういう気持ちはよく分かります。同時に国内の今の置かれている経済状況、今後も踏まえて人事院があえてこの時期に調査をして民間との給与格差というのを、これは無視できないという状況の中で少しでも、できるだけ格差を縮めていこうと。しかも今、申し上げましたように、暮れの段階で調整をするということになると、かなりまたずれがでると。

したがってこの時期に臨時勧告をして、できるだけその乖離を埋めていこうと、そしてこれはこれとして賃金の平準化といいますが、その公平・平等な立場で皆さんの勤労の条件を整えていこうと、これは民間、公務員を含めての国の政策として一定の理解はできると、加えて本町の場合は、今日までもそうですが、いわゆる人事院勧告については、これは確かに国の制度でありますし、地方の自治体、我々のところには人事院がありませんけれども、できるだけ勧告の趣旨を踏まえて、尊重しながら、人事院勧告を尊重して今日まで対応して参りました。これは上げる時も下げる時もそうでございますが、これは私は堅持をしていく、公務員に今与えられている、労働三権の制約というのがあります。その中で人事院の勧告というのが、やっぱり一つの中立的な立場で、ある意味では判断をしていただくという意味で、その機能というのは私は今日まで歴史的に果たしてきた部分もあるし、これからも果たしてほしいというふうに思っております。人事院のそうした勧告の趣旨をしっかりと踏まえてこれからやっていきたいと思っておりますし、あわせて

景気対策についてはしっかり国にもこれはこれとして、またやっていただきたいというふうに考えておるわけでありませう。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はありませんか。 淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） 確かに町長が言われることは分かるんですがね、ただ平生町としては、今まで財政が厳しい時には、平生町自体で賃金をカットしてやりくりをしてきたんですよ。それでそうでないときに今、人事院の勧告で一気にこれをやると。僕はどうもそこを解せないんですよ。考えてみるとこれそのものがですよ、党利党略そのもの以外にないというふうに感じて今おるんですよ。そういうところで、僕はこれがどうなんかなとこういう考えを持っています。終わります。

議長（田中 稔君） ほかに質疑はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めませう。

次に、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件について一括して質疑を行います。質疑はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めませう。

次に、報告第1号平成20年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてから報告第4号平成20年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についてまでの件について一括して質疑を行います。質疑はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 質疑なしと認めませう。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

淵上正博議員。

議員（5番 淵上 正博君） それでは、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対し、反対討論をいたします。

まず初めに、公務員の賃金は前年の冬と当年の夏と民間の支給額を調べ、8月に人事院が勧告する仕組みとなっております。例年通りの調査は行うものの、その前に一部の企業の調査をもとに削減を勧告したものです。これはルール無視も最も甚だしいものだと思います。

次に内需拡大による景気回復が求められているこの時期、片方では2兆円の定額給付金をばらまきながら、内需を冷やす一時金削減をあえて前倒しで行う道理はどこにもありません。消費低

迷と景気悪化の悪循環を加速させることにしかありません。このような整合性のない条例に対し私は反対をいたします。

議員の皆様方におかれましても、慎重にお考えのうえ、御同意くださいますようお願いをいたしまして反対討論を終わります。

議長（田中 稔君） 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 賛成討論なしと認めます。次に本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田中 稔君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。分割して採決を行います。

まず、議案第1号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 賛成多数であります。よって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号平生町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について、及び承認第2号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を一括起立により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（田中 稔君） 起立全員であります。よって、承認第1号及び承認第2号の件は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩します。委員会室で9時40分から全員協議会を開きます。本会議は10時10分から再開いたします。

午前 9時25分休憩

.....  
午前10時10分再開

議長（田中 稔君） 再開いたします。

藤村副議長、登壇願います。

〔藤村 政嗣副議長 登壇〕

副議長（藤村 政嗣君） 議長田中稔議員から議長の辞職願が提出されております。

お諮りします。議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（藤村 政嗣君） 御異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1．議長辞職の件

副議長（藤村 政嗣君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。なお、地方自治法第117条の規定により除斥に該当いたしますので、田中稔議員の御退席を願います。

〔13番 田中 稔議員 退席〕

副議長（藤村 政嗣君） ここで事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長（藤田 衛君） 辞職願。このたび、一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。平成21年5月29日平生町議会副議長藤村政嗣様。平生町議会議長田中稔。

以上です。

副議長（藤村 政嗣君） お諮りいたします。田中稔議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（藤村 政嗣君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、田中稔議員の議長の辞職を許可することに決しました。どうぞ。

〔13番 田中 稔議員 入場〕

副議長（藤村 政嗣君） ただいま、田中稔議員の議長の辞職が許可されましたので、議長が欠

けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行いたいと思ます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（藤村 政嗣君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行うことに決しました。

#### 追加日程第2 . 議長の選挙

副議長（藤村 政嗣君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議場の閉鎖をお願いします。事務局長。

〔議場閉鎖〕

副議長（藤村 政嗣君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配布いたさせます。事務局長。

〔投票用紙配布〕

副議長（藤村 政嗣君） 投票用紙の配布漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（藤村 政嗣君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。事務局長。

〔投票箱点検〕

副議長（藤村 政嗣君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順次投票をお願いします。

点呼を命じます。事務局長。

事務局長（藤田 衛君） 副議長を除き、議席順にまいります。

1 番河藤泰明議員。2 番大井哲也議員。3 番岩本ひろ子議員。5 番淵上正博議員。6 番細田留美子議員。7 番柳井靖雄議員。8 番河内山宏充議員。9 番吉國茂議員。10 番福田洋明議員。

11 番平岡正一議員。13 番田中稔議員。12 番藤村政嗣議員。

〔投票〕

副議長（藤村 政嗣君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（藤村 政嗣君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

副議長（藤村 政嗣君） 開票を行います。

お諮りします。会議規則第29条第2項の規定により、立会人に岩本ひろ子議員、淵上正博議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長（藤村 政嗣君） 御異議なしと認めます。

よって、立会人に岩本ひろ子議員、淵上正博議員を指名いたしたいと思います。立会人、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

副議長（藤村 政嗣君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票11票。無効投票1票でございます。

有効投票中、

福田 洋明議員 4票。

田中 稔議員 3票。

平岡 正一議員 1票。

河内山宏充議員 1票。

細田留美子議員 1票。

淵上 正博議員 1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、福田洋明議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました福田洋明議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

ただいま議長に当選されました福田洋明議員のあいさつをお願いいたします。演壇へ御移動ください。

〔福田 洋明議長 登壇〕

議長（福田 洋明君） 平成3年に1回議長をさせていただきました。また今回、議長に推薦いただきまして、本当にありがとうございます。これから大変厳しい世の中ですけれども、議会と執行部がまたチェックするところにはチェックしながら、本当に住民の皆様が幸せで、また暮らしやすい安心・安全の町づくりのために、一生懸命皆さんのお手伝いをしますので、どうか御協力をよろしく願います。今日はどうもありがとうございました。

〔福田 洋明議長 議長席へ移動〕

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩します。委員会室で全員協議会を開催します。午前10時40分から再開します。

午前10時31分休憩

.....  
午前10時40分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

副議長藤村政嗣議員から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りいたします。副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決しました。

追加日程第3 . 副議長辞職の件

議長（福田 洋明君） 追加日程第3、副議長辞職の件を議題といたします。なお、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、藤村政嗣議員の御退席をお願いします。

〔12番 藤村 政嗣議員 退席〕

議長（福田 洋明君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

議長（福田 洋明君） 辞職願。このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。平成21年5月29日平生町議会議長田中稔様。平生町議会副議長藤村政嗣。

以上です。

議長（福田 洋明君） お諮りいたします。藤村政嗣議員の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、藤村政嗣議員の副議長の辞職を許可することに決しました。どうぞお入りください。

〔12番 藤村 政嗣議員 入場〕

議長（福田 洋明君） ただいま、藤村政嗣議員の副議長の辞職が許可されましたので、副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行いたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決ま  
した。

#### 追加日程第4 副議長の選挙

議長（福田 洋明君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。事務局長。

〔議場閉鎖〕

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。

投票用紙を配布いたさせます。事務局長。

〔投票用紙配布〕

議長（福田 洋明君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。事務局長。

〔投票箱点検〕

議長（福田 洋明君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、  
事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので順次投票を願います。

点呼を命じます。事務局長。

事務局長（藤田 衛君） 議長を除き、議席順にまいります。

1 番河藤泰明議員。2 番大井哲也議員。3 番岩本ひろ子議員。5 番淵上正博議員。6 番細田留  
美子議員。7 番柳井靖雄議員。8 番河内山宏充議員。9 番吉國茂議員。11 番平岡正一議員。

12 番藤村政嗣議員。13 番田中稔議員。10 番福田洋明議員。

〔投票〕

議長（福田 洋明君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

議長（福田 洋明君） 開票を行います。

お諮りします。会議規則第29条第2項の規定により、立会人に細田留美子議員、柳井靖雄議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、立会人に細田留美子議員、柳井靖雄議員を指名いたしたいと思います。立会人の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

議長（福田 洋明君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち有効投票10票。無効投票2票。

有効投票中、

河内山宏充議員 5票。

平岡 正一議員 1票。

吉國 茂議員 1票。

湊上 正博議員 1票。

柳井 靖雄議員 1票。

細田留美子議員 1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、河内山宏充議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました河内山宏充議員が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

ただいま副議長に当選されました河内山宏充議員のあいさつをお願いいたします。演壇へ御移動ください。

〔河内山 宏充副議長 登壇〕

副議長（河内山 宏充君） この場が初めてなもんですから、どういうあいさつをしたらいいか、今、頭の中がパニックしています。皆さん方が副議長の職をやれということですので、微力ながらその職責を全うさせていただこうと思います。ただ、副議長として議長をたぶんサポートするということを皆さん言われるんだらうと思いますけれども、そういうことは私とても今の段階でよう申すことが、頭の中が精一杯でございます。ただ私が思うことは、住民の皆様方に対して、議会がどういうアクションを起こしているか、このことを常に頭に置いて皆さん方の御指

導を頂ければと思います。2年という任期ではありますけど、どうぞ皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますようにこの場をかりてごあいさつを申し上げましてごあいさつとさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 以上で副議長のあいさつを終わります。

ここで日程の追加についてお諮りいたします。議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第5として議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、議席の一部変更についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決しました。

#### 追加日程第5．議席の一部変更について

議長（福田 洋明君） 日程第5、議席の一部変更を行います。

議長及び副議長の選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定により、議席の一部を変更します。その議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

事務局長（福田 洋明君） 変更後の議席番号を読み上げます。

5番田中稔議員。6番淵上正博議員。7番藤村政嗣議員。8番細田留美子議員。9番柳井靖雄議員。10番吉國茂議員。12番河内山宏充議員。13番福田洋明議員。以上です。

議長（福田 洋明君） ただいま朗読いたしましたとおり、議席を変更いたします。

ここで暫時休憩いたします。午前11時15分から委員会室で全員協議会を開催いたします。再開の予定を午後1時といたします。

午前11時03分休憩

午後 1時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ここで暫時休憩いたします。その後、委員会室で全員協議会を行いたいと思っております。午後1時40分から再開します。

午後 1時00分休憩

午後 1時40分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

#### 日程第13．特別委員の辞任について

議長（福田 洋明君） 日程第13、特別委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、細田留美子議員の御退席をお願いします。

〔8番 細田留美子議員 退席〕

議長（福田 洋明君） 細田議員から、議会広報広聴調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、細田留美子議員の議会広報広聴調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

〔8番 細田留美子議員 入場〕

議長（福田 洋明君） 地方自治法第117条の規定により、藤村政嗣議員の御退席をお願いします。

〔7番 藤村 政嗣議員 退席〕

議長（福田 洋明君） 藤村政嗣議員から、議会広報広聴調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、藤村政嗣議員の議会広報広聴調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

〔7番 藤村 政嗣議員 入場〕

議長（福田 洋明君） 地方自治法第117条の規定により、淵上正博議員の御退席をお願いします。

〔6番 淵上 正博議員 退席〕

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員から、議会広報広聴調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、淵上正博議員の議会広報広聴調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

〔 6 番 淵上 正博議員 入場 〕

議長（福田 洋明君） 地方自治法第 1 1 7 条の規定により、岩本ひろ子議員の御退席をお願いします。

〔 3 番 岩本ひろ子議員 退席 〕

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員から、議会広報広聴調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、岩本ひろ子議員の議会広報広聴調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

〔 3 番 岩本ひろ子議員 入場 〕

議長（福田 洋明君） 地方自治法第 1 1 7 条の規定により、大井哲也議員の御退席をお願いします。

〔 2 番 大井 哲也議員 退席 〕

議長（福田 洋明君） 大井哲也議員から、議会広報広聴調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、大井哲也議員の議会広報広聴調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

〔 2 番 大井 哲也議員 入場 〕

議長（福田 洋明君） 地方自治法第 1 1 7 条の規定により、河藤泰明議員の御退席をお願いします。

〔 1 番 河藤 泰明議員 退席 〕

議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員から、議会広報広聴調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りいたします。本件は、申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、河藤泰明議員の議会広報広聴調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しまし

た。

〔 1 番 河藤 泰明議員 入場 〕

日程第 1 4 . 常任委員及び委員長、副委員長の選任について

日程第 1 5 . 議会運営委員及び委員長、副委員長の選任について

議長（福田 洋明君） 日程第 1 4、常任委員及び委員長、副委員長の選任について並びに日程第 1 5、議会運営委員及び委員長、副委員長の選任についてまでを一括議題といたします。

常任委員、議会運営委員及び委員長、副委員長の選任については、平生町議会委員会条例第 5 条第 1 項及び第 6 条第 2 項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

ただいまから指名いたします。

まず、総務厚生常任委員に、吉國茂議員、岩本ひろ子議員、河内山宏充議員、細田留美子議員、藤村政嗣議員、大井哲也議員。委員長に吉國茂議員、副委員長に岩本ひろ子議員。

次に、産業文教常任委員に、柳井靖雄議員、河藤泰明議員、平岡正一議員、福田洋明議員、淵上正博議員、田中稔議員。委員長に柳井靖雄議員、副委員長に河藤泰明議員。

次に、議会運営委員に、細田留美子議員、藤村政嗣議員、平岡正一議員、吉國茂議員、柳井靖雄議員、淵上正博議員。委員長に細田留美子議員、副委員長に藤村政嗣議員。

それぞれ指名及び選任いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔 「異議なし」と呼ぶ者あり 〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたそれぞれの常任委員、議会運営委員及び委員長、副委員長に選任することに決しました。

日程第 1 6 . 田布施・平生水道企業団議会議員の選挙について

日程第 1 7 . 熊南総合事務組合議会議員の選挙について

日程第 1 8 . 周東環境衛生組合議会議員の選挙について

日程第 1 9 . 柳井地区広域消防組合議会議員の選挙について

日程第 2 0 . 柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙について

議長（福田 洋明君） 日程第 1 6 号、田布施・平生水道企業団議会議員の選挙についてから日

程第 20、柳井地域水道企業団議会議員の選挙についてまでを一括議題といたします。

これより、田布施・平生水道企業団議会議員、熊南総合事務組合議会議員、周東環境衛生組合議会議員、柳井地区広域消防組合議会議員並びに柳井地域広域水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきまして、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

ただいまから指名いたします。

田布施・平生水道企業団議会議員に、淵上正博議員、田中稔議員、河藤泰明議員。

熊南総合事務組合議会議員に、河内山宏充議員、大井哲也議員、河藤泰明議員。

周東環境衛生組合議会議員に、福田洋明議員、細田留美子議員。

柳井地区広域消防組合議会議員に、藤村政嗣議員。

柳井地域広域水道企業団議会議員に、柳井靖雄議員をそれぞれ指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名いたしました各組合議会議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたそれぞれの議員が当選されました。

ただいま各組合議会議員に当選されました方々が議場におられますので、本席から会議規則第 30 条第 2 項の規定による告知をいたします。

#### 日程第 21、平生町農業委員会委員の推薦について

議長（福田 洋明君） 日程第 21、平生町農業委員会委員の推薦についての件を議題といたします。

お諮りいたします。議会推薦の農業委員2名のうち、まず吉國茂議員を推薦したいと思います。  
なお、地方自治法第117条の規定により除斥に該当しますので、吉國茂議員の御退席をお願いします。

〔10番 吉國 茂議員 退席〕

議長（福田 洋明君） それでは、吉國茂議員を農業委員として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、吉國茂議員を推薦することに決しました。どうぞお入りください。

〔10番 吉國 茂議員 入場〕

議長（福田 洋明君） それでは次に、農業委員として岩本ひろ子議員を推薦したいと思います。  
同じく除斥に該当しますので、岩本ひろ子議員の御退席をお願いします。

〔3番 岩本ひろ子議員 退席〕

議長（福田 洋明君） それでは、岩本ひろ子議員を農業委員として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、岩本ひろ子議員を推薦することに決しました。どうぞお入りください。

〔3番 岩本ひろ子議員 入場〕

議長（福田 洋明君） したがいまして、議会推薦の農業委員は2人とし、吉國茂議員、岩本ひろ子議員、以上の方を推薦することに決しました。

## 日程第22．議会広報広聴調査特別委員会の選任について

議長（福田 洋明君） 日程第22、議会広報広聴調査特別委員会委員の選任について議題いたします。

議会広報広聴調査特別委員会委員の選任については、平生町議会委員会条例第5条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

ただいまから指名いたします。

河藤泰明議員、河内山宏充議員、洲上正博議員、田中稔議員、岩本ひろ子議員、大井哲也議員を指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、議会広報広聴調査特別委員会の委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決しました。

ここで暫時休憩をいたします。午後2時10分から再開します。

午後1時54分休憩

.....  
午後2時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ただいま議会広報広聴調査特別委員会委員長から委員会を開催し、委員長に河藤泰明議員、副委員長に河内山宏充議員を互選したとの申し出がありましたので、御報告いたします。

議長（福田 洋明君） ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

本日の議事日程に、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを追加し、日程第23として議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを追加し、日程第23として議題とすることに決しました。

.....  
日程第23. 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（福田 洋明君） 日程第23、議会運営委員会の閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

会議規則第67条第2項の規定により、議会運営委員長から本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長から申し出のとおり、議会運営委員の任期中における閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

.....  
以上をもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成21年第3回平生町議会臨時会を閉会いたします。

午後2時11分閉会